

2011. 6. 10

文書番号 熱建建第 号		目次番号		
決裁区分	[Redacted]			区分
収 受	平成 . .	保存年限	1 5 10 永	至 <input type="checkbox"/>
起 案	平成 23 . 6 . 2	類 目	. .	公印承認欄
決 裁	平成 . .			
施 行	平成 . .	付 記	. .	重 <input type="checkbox"/>
完 結	平成 . .			

主 管	建設部	先方の文書
	建設課	. . . 付
		第 号

主 管 合 議	[Redacted]	起案者
---------	------------	-----

あて先	発信者名
-----	------

標 題
伊豆山字赤井谷にかかる土採取等事業について

[照会 回答 通知 依頼 報告 復命 締結 申請 制定 指令 決定 ()]

5月19日(木)に届出者を含めた関係者により協議した標題の件(別添稟議のとおり)については回答期限が5月31日(火)となっておりましたが、届出者及び事業関係者からの回答はありませんでした。

このため今後の処理を下記により行いたい。

記 [Redacted]

1. 弁明の機会の付与通知 6月中旬

条例による行政処分を行うことが不利益処分となるため、弁明機会の付与通知書の発送。

弁明書の提出期限の設定→6月下旬

※口頭は認めない。

2. 弁明書の提出がない場合

条例第6条に基づく措置命令 7月中旬

現時点では県本庁土地対策課と相談しながら1~2までの処理、今後の対策について検討していきたい。(今後の対策については現所有者である■■■■氏とも協議の必要があると思われる。)

各書式については、市行政手続条例の規定がないため書任書で作成しております。
何かあれば直接記入願います。

4/10 県土産課 ■■■■氏へ入札確認を依頼して

6/4 ■■■■氏に以下の意見があった。

「市として最終的対応として7条停止させるべきか、安全対策として2条以外、停止させるとして対策課が
弁明機会の付与について考慮すべきであるという点、書面では足りない部分を口頭で弁明させたい
措置命令については、措置内容④は7条停止命令ではないか？」

安全対策(措置)させるにあたって7条停止命令は必要かどうか
措置命令は必ずしも必要ではない。

熱海市指令第 号

平成23年 月 日

様

熱海市長 齊 藤 栄

静岡県土採取等規制条例に基づく措置命令について

貴社の実施する（関わる）下記の土採取事業について、静岡県土採取等規制条例第6条に基づき是正措置を命じます。

対象とする土採取事業	熱海市伊豆山字赤井谷 [] 地内における静岡県土採取等規制条例にかかる届出事業。
措置命令の内容	①「土採取等に関する技術基準」に適合する防災措置等、安全対策についての実施計画書を提出すること。 ②当該計画書に記載される安全対策等の内容について、担当部署の了解を得た上で、速やかに実施すること。 ③土採取事業届出箇所への土砂の搬入中止。
措置命令の理由	貴社の実施する（関わる）土採取等事業現場の安全対策が「土採取等に関する技術基準」に合致せず、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等により災害の恐れがあるため。
法令上の根拠	静岡県土採取等規制条例第6条に該当。
実施期限	措置命令①については、 月 日まで 措置命令②については、担当課との協議によること。

- この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に、熱海市長に対して異議申立てをすることができます。
- この決定の取消しを求める訴えをする場合には、この決定を知った日の翌日から起算して6箇月以内に熱海市を被告として（訴訟において熱海市を代表する者は熱海市長となります。）、提起することができます。（決定を知った日から6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、異議申し立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

熱 建 建 第 号

平成 23 年 月 日

様

熱海市長 齊 藤 栄

弁明の機会の付与通知書

次のとおり弁明の機会の付与を行いますので、熱海市行政手続条例第 26 条の規定により通知します。

弁 明 の 件 名	熱海市伊豆山字赤井谷 [REDACTED] 地内における静岡県土採取等規制条例にかかる事業について。
予定される不利益処分の内容	① 土採取等に関する技術基準に適合する防災措置等、安全対策についての実施計画書の提出。 ② 当該計画書に記載される安全対策等の内容について、担当部署の了解を得たうえでの速やかな実施。 ③ 土採取事業届出箇所への土砂の搬入中止。
不利益処分の根拠となる法令の条項	静岡県土採取等規制条例第 6 条。
不利益処分の原因となる事実	静岡県土採取等規制条例第 3 条の届出事項の未完了及び条例第 13 条第 1 項に基づく報告の未提出。
弁 明 書 の 提 出 先	熱海市中央町 1 番 1 号 熱海市建設部建設課 Tel. [REDACTED]
弁 明 書 の 提 出 期 限	平成 年 月 日
口頭による弁明の機会の付与の有無	
口頭による弁明の機会の付与の日時	
口頭による弁明の機会の付与の場所	

備考

1. 提出期限までに弁明書が提出されない場合には、熱海市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 12 年 3 月 30 日規則第 26 号）第 15 条の規定に基づき手続きを行うこともありますので、ご承知おきください。
2. 不利益処分の原因となる事実に対して、弁明すべき内容がある場合は、提出期限までに別添様式による弁明書を提出してください。

市情

平成23年 6月 日

熱海市長 齊藤 栄 様

弁明者

熱海市行政手続条例第26条の規定により、次のとおり弁明します。

弁明の件名	熱海市伊豆山字赤井谷 [REDACTED] 地内における静岡県土採取等規制条例にかかる届出について、
弁明の機会の付与に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての弁明	
添付する証拠書類又は証拠物	

様

熱海市長 齊藤 栄

静岡県土採取等規制条例に基づく是正措置及び事業停止の命令について

貴社の実施する下記の土採取事業について、静岡県土採取等規制条例（昭和50年静岡県条例第42号）第6条に基づき是正措置及び同条例第7条第1項に基づき事業停止を命じます。

1 静岡県土採取等規制条例第6条に基づく是正措置の命令

対象とする土採取等事業	熱海市伊豆山字赤井谷 [redacted] 地内における土砂の盛土
措置命令の内容	①「土採取等に関する技術基準」に適合する防災措置等、安全対策についての実施計画書を提出すること。 ②当該計画書に記載される安全対策等の内容について、担当部署の了解を得た上で、速やかに実施すること。
措置命令の理由	貴社の実施する土採取等事業の施行区域における安全対策が「土採取等に関する技術基準」に適合せず、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等により災害の恐れがあるため
法令上の根拠	静岡県土採取等規制条例第6条に該当
実施期限	措置命令①については、 月 日まで 措置命令②については、担当課との協議によること。

2 静岡県土採取等規制条例第7条第1項に基づく事業停止の命令

対象とする土採取等事業	熱海市伊豆山字赤井谷 [redacted] 地内における土砂の盛土
停止命令の内容	①土採取事業届出箇所への土砂の搬入中止 ②土採取事業届出箇所における土砂の盛土中止（1の措置命令に対する是正工事で市長が認めたものを除く。）
停止命令の理由	貴社の実施する土採取等事業の施行区域における安全対策が「土採取等に関する技術基準」に適合せず、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等により災害の恐れがあるため
法令上の根拠	静岡県土採取等規制条例第7条第2項に該当
停止期間	1の措置命令による是正指示等の内容が完了するまで

3 教示

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に、熱海市長に対して異議申立てをすることができます。
- (2) この決定の取消しを求める訴えをする場合には、この決定を知った日の翌日から起算して6箇月以内に熱海市を被告として（訴訟において熱海市を代表する者は熱海市長となります。）、提起することができます。（決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、異議申し立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

熱 建 建 第 号
平成 23 年 月 日

様

熱海市長 齊 藤 栄

弁明の機会の付与通知書

次のとおり弁明の機会の付与を行いますので、熱海市行政手続条例（平成11年熱海市条例第29号）第26条の規定により通知します。

弁明の件名	熱海市伊豆山宇赤井谷[REDACTED]地内における土砂の盛土
予定される不利益処分の内容	1 是正措置の命令 ①土採取等に関する技術基準に適合する防災措置等、安全対策についての実施計画書の提出 ②当該計画書に記載される安全対策等の内容について、担当部署の了解を得たうえでの速やかな実施 2 事業停止の命令 ①土採取事業届出箇所への土砂の搬入中止 ②土採取事業届出箇所における土砂の盛土中止
不利益処分の根拠となる法令の条項	静岡県土採取等規制条例（昭和50年静岡県条例第42号）第6条及び第7条第2項
不利益処分の原因となる事実	①静岡県土採取等規制条例第3条の届出のあった安全対策等の内容の未完了 ②土の採取等計画における終了期間到来
弁明書の提出先	熱海市中央町1番1号 熱海市建設部建設課 Tel [REDACTED]
弁明書の提出期限	平成 年 月 日
口頭による弁明の機会の付与の有無	有 ただし、提出期限まで弁明書が提出されない場合は、実施しません。
口頭による弁明の機会の付与の日時	平成 年 月 日
口頭による弁明の機会の付与の場所	熱海市役所

注)

- 1 提出期限までに弁明書が提出されない場合には、熱海市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成12年熱海市規則第26号）第15条の規定に基づき口頭による弁明の聴取を行ないこともありますので、ご承知おきください。
- 2 不利益処分の原因となる事実に対して、弁明すべき内容がある場合は、提出期限までに別添様式による弁明書を提出してください。

平成23年 6月 日

熱海市長 齊藤 栄 様

弁明者

熱海市行政手続条例第26条の規定により、次のとおり弁明します。

弁明の件名	熱海市伊豆山宇赤井谷 [REDACTED] 地内における土砂の盛土
弁明の機会の付与に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての弁明	
添付する証拠書類又は証拠物	